

フランスにおける健康権の保障と現代的課題

2017 年 2 月 18 日

報告：土屋仁美

はじめに¹——フランスにおける健康保護に関する根拠規定

1946 年憲法の前文 11 段落

「国家は、すべての人に対して、特に子ども、母親、高齢の労働者に対して、健康保護……を保障(約束)する」

- ・ 権利の宣言ではなく、単なる前文としての文章
- ・ 「時代に必要」な、ある種の「政治的、経済的、社会的原則」として表明
- ・ 漠然とした一般的な文章：健康保護が国家によって確実に行われる(*assurés*)ことを明示していない
 - 国家は「すべての人に対して、健康保護を約束する(*garantis*)」ことに限定
 - ・ 1946 年憲法前文 11 段落目の具体化²：憲法院への問題提起
 - ① 憲法の文言の不明確さ：1946 年憲法の前文の 11 段落目の法的性質
 - ② 権利の二面性：健康「の」保護？ 健康「への」権利？
 - ③ 健康の法的な概念の広義性：権利の適用範囲
 - ・ 新たな問題：予防原則と健康保護の結合、生命医療(生命倫理)と健康保護と関係

1 フランス憲法院による正当化

(1) 1946 年 10 月 27 日憲法前文の 11 段落目の文言の不明確性³

- ・ 「権利の不明確性」(不明確な文言)：保護される権利の無効性と同義
- ・ 1946 年 10 月 27 日憲法の権利設定者：前文は規定ではなく「理由の説明」であり、これとは別の価値を認めただかについては確かではない

(2) 憲法院の異なる表現方法

- ・ 憲法院：1946 年憲法前文の憲法的価値を認め、11 段落目の憲法価値に異議はない
 - 異なる表現方法：憲法価値の要請、憲法的価値の原則、憲法的価値の目的
- ① 憲法価値の要請としての健康保護：1975 年 1 月 15 日の 74-54DC の IVG 決定⁴
 - ・ 人工妊娠中絶法における合憲性審査
 - 国家が健康保護を子どもに約束(保障)するという 1946 年 10 月 27 日の憲法の前文における原則を参照して、健康保護に憲法的価値を認め、憲法的要請として承認
- ② 憲法価値の原則としての健康保護：1980 年 7 月 11 日の 80-117DC 決定⁵
 - ・ 原子力物質(Matières nucléaires)を扱う労働者のストライキを制限する法律の合憲性
 - 「人の健康と安全の保護は、ストライキの権利と同じように、憲法的価値の原則の性格を有する」
 - ・ 単に包括的に健康の方針に従う義務を要求

¹ Michel Borgetto, La santé dans l'histoire constitutionnelle française, RDSS 2013 p.9.

² 例外として、環境憲章 1 条(環境憲章に関する 2005 年 3 月 1 日の 2005 - 205 の憲法)。

³ Pierre Egéa, Les formes constitutionnelles de la santé, RDSS 2013 p.31.

⁴ Décision 74-54 DC du 15 janvier 1975.

⁵ Décision n° 80-117 DC du 22 juill. 1980.

③ 憲法価値の目的としての健康保護:1990 年 1 月 22 日の 89-269 DC 決定⁶

- ・ 健康保護:原則ではなく、立法者によって実施されるべき「前文によって定められた目的」
- 憲法院による立法者への審査:憲法が定めた目的に、故意に反していないかどうか

2 健康への権利

(1) 女性

① 1975 年 1 月 15 日の 74-54DC 決定(IVG 決定)⁷

- ・ 人工妊娠中絶法に対する合憲性審査
- ・ 「この法によって規定されている適用除外は、国家が健康保護を子どもに保障(約束)する、1946 年 10 月 27 日の憲法の前文に表明される原則を見誤っていない」
- 生命への権利に言及し、法が必要な場合に一定の条件に基づいてしか許していないことから、人工妊娠中絶を認める規定の正当性を容認

② 2001 年 6 月 27 日の 2001-446DC 決定(IVG II 決定)⁸

- ・ 人工妊娠中絶の処置可能期間を修正する法 2 条の合憲性審査
- ・ 「人工妊娠中絶は、女性が 10 から 12 週の間処置する際に、より込みいった医療行為を行う場合、女性の健康が危険でない安全な状況において、現状の医療的知見や技術に基づいて、実施され得る」

(2) 若者——1991 年 1 月 8 日の 90-283 DC 決定(タバコ中毒とアルコール中毒対策決定)⁹

- ・ たばこ製品とアルコール飲料製品の広告・宣伝の特定の形式に対する立法者による制限は、「特に若者の……過度の消費を避けることを目的とする」ものであり、どんな憲法規定にも反しない

(3) 子ども

① 1994 年 7 月 27 日の 343-344DC 決定¹⁰

- ・ 生命倫理法に対する合憲性審査
- 体外受精による胎児:「生命の始まりからの人間(*tout être humain*)の尊重の原則は適用できない:したがって、当然に、尊厳の原則は、もはや胎児に対して適用され得ない」

② Léo Hamon による解釈

- ・ 「母親と比べて言及される」ことから、母親の健康とは別の健康を持つ存在にだけに適用できる

* 破棄院、国務院:誕生前の人間は、法的に具現化した他人ではない

(4) 外国人¹¹

① 合法的に滞在する外国人:1993 年 8 月 13 日の《移民の統制》決定

- ・ 合法的に滞在する外国人に対する健康保護を容認

⁶ Décision n° 89-269 DC du 22 janv. 1990.

⁷ Décision n° 74-54 DC du 15 janv. 1975.

⁸ Décision n° 2001-446 DC du 27 juin 2001.

⁹ Décision n° 90-283 DC du 8 janv. 1991.

¹⁰ Décision 343-344 DC du 27 juillet 1994.

¹¹ Stéphanie Juan, l'objectif à valeur constitutionnelle du droit à la protection de la santé ? : droit individuel ou collectif ?, RDP 2006 pp, 443-448.

「外国人は、フランス領土において安定した、一定の合法的な方法で滞在するからには、社会的保護に対する権利を享受する」

② 不法滞在の外国人：2003 年の修正財政法 97 条の合憲性審査(2003 年 12 月 29 日決定)

- ・ 不法滞在の外国人の医療アクセス：フランスに少なくとも 3 か月継続して滞在しているかどうか
⇒ 「批判される規定は、……緊急の措置を(外国人に対して)保障する」

③ 外国人の権利主体性

- ・ 「共和国の領域におけるすべての人に対して広く認められた」基本的な自由や権利ではない¹²
→ 1946 年憲法前文ではなく、1789 年の人権宣言に由来する平等原則を根拠に判断
 - ・ 外国人の治療への最低限のアクセスに対して、合法的にフランスに滞在しているかどうか、永住者であるかどうかに従って、立法者が「特別規定」を制定することを禁じていない¹³

3 健康保護

(1) 他の基本的権利と健康保護との関係¹⁴

- ・ 健康保護の原則：憲法価値の他の規定、規則、原則と対立しうる
→ 憲法院による調整：他の憲法価値の規範と対立する際に、一般利益の観念とのつながりが明確になる
 - ・ 一般利益と強く関連することから、その結果として他の基本的権利を侵害することを正当化する

① 1991 年 1 月 8 日の 90-283 DC 決定(タバコ中毒とアルコール中毒対策決定)¹⁵

- ・ 所有権と営業の自由 ⇔ 健康保護
→ たばこ製品とアルコール飲料製品の広告・宣伝の特定の形式に対する立法者による制限は、「特に若者の……過度の消費を避けることを目的とする」もの = 「公衆衛生の保護の憲法原則」

② 1993 年 8 月 13 日の 93-325DC 決定¹⁶

- ・ ストライキの権利行使 ⇔ 健康保護
→ 「原子力物質の保持と利用に関して、ストライキの権利の承認によって、健康保護、人の安全、利益を保障するために必要な制限をこの権利に与える立法者の権限を妨げる効果をもたらさない」

③ 2012 年 5 月 16 日の 2012-249QPC 決定(Cryo Save 決定)¹⁷

- ・ 健康への権利(家族の将来のための索状組織と胎盤の血液細胞の採取) ⇔ 健康保護
→ 家族内の将来の使用のための索状組織と胎盤の血液細胞の採取を禁止することは、「1946 年憲法の前文によって保障(約束)される健康保護を侵害するとみなされない」

(2) 憲法院と立法者の役割——2015 年 3 月 20 日の 2015-458QPC 決定¹⁸

- ・ 未成年者に対して義務的なワクチン接種を規定する公衆衛生法典の規定(L3111-1 条～L3111-3 条)に反して、両親が娘にワクチン接種を受けさせなかった
→ 公衆衛生法典(CSP)の L3111-1 条から L3111-3 条に対する合憲性優先問題(QPC)を提起

¹² Décision 89-269 DC du 22 janvier 1990.

¹³ Décision 93-325 DC du 13 août 1993.

¹⁴ Valérie Bernaud et Xavier Prétot, Fasc. 1443 : DROIT CONSTITUTIONNEL SOCIAL, JurisClasseur Administratif, 28 Juin 2014, pp. 64-65.

¹⁵ Décision n° 90283 DC, 8 janv. 1991.

¹⁶ Décision n° 93325 DC, 13 août 1993.

¹⁷ Décision n° 2012249 QPC du 16 mai 2012.

¹⁸ Décision n° 2015-458 QPC du 20 mars 2015.

- ・ 義務的なワクチン接種に根拠がないわけではなく、一般的利益の目的にあってはいる
「問題とされた規定を採択する際に、立法者は、両親の責任において、未成年の子どもに対して、ジステリア治療、抗破傷風、抗ポリオ性のワクチン接種の義務を課した；とても重大な、感染する、撲滅され得ない3つの病気に対して闘うことが目的」(前提事由 9)
 - ・ 立法者の自由裁量の強調
「個人的そして集団的健康を保護するために、ワクチン接種政策を決めることは立法者の自由である；その上、科学、医学、そして疫学のデータの進展を考慮に入れるために、ワクチン接種の政策に関する規定を変えることは立法者の自由である」(前提事由 10)
 - ・ 立法者は「1946 年憲法の前文によって保障(約束)される健康保護の憲法的要請を侵害していない」(前提事由 11)
- ⇒ 科学的な知見に対する憲法院の立場：措置の必要性の審査(コントロール)は存在しないも同然¹⁹
- ・ 立法者によって定められた規定を検討し直すことは憲法院にふさわしくない
 - ・ 法によって採用された方法が目的に明らかに不適切でない場合には、立法者が定めた健康保護の目的が他の選択肢の有無を調査することは、憲法院にはふさわしくない

4 健康分野における新たな問題

(1) 生命医療と健康保護

- ・ 生命医療の憲法的根拠：人間の尊厳、人の自由、平等原則、健康の保護
→ さまざまな解釈の対象となる、不明確で不確実な概念
- ① 憲法上の原則としての人間の尊厳の承認——1994 年 7 月 27 日の 94-343-344DC 決定²⁰
 - ・ 「人類(*espèce humaine*)の完全性と同様に、人間(*personne humaine*)の優越、生命の始めからの人間(*être humain*)の尊重、不可侵性、完全性、人体の財産的性格の欠如として表現される一連の原則：人間(*personne humaine*)の保護、憲法上の原則である尊厳を確実にするために示された原則」
→ 人の身体の不可侵性、完全性、財産的性質の欠如の原則と同様に、健康保護の必要不可欠な条件として、憲法上の原則として人間の尊厳を保障することを明示
- ② 生命医療分野における憲法院の消極的(制限的)なコントロール²¹
 - ・ 「判事の統治(*gouvernement des juges*)」の批判から立法者に重大な判断を任せる
→ 法に対する制限的なコントロール
 - i) 1994 年 7 月 27 日の 94-343-344DC 決定(生命倫理決定)²²
 - ・ 「国会と同様の決定権限を有していないから、知識と技術の現状を考慮して立法者によって定められた規定を再検討する」ことはふさわしくない
 - ・ 「現状の知識や技術に関して、立法者によって定められた規定を検討し直すことは憲法院の役割ではない」
 - ii) 生命倫理に関する 2004 年 7 月 29 日の 2001-498DC 決定²³
 - ・ 医療科学の進展に対する技術的なデータに関連する相違

¹⁹ Danièle Cristol, QPC * Droit à la protection de la santé * Alinéa 11 du Préambule de la Constitution de 1946 * Obligation vaccinale * Conformité à la Constitution, RDSS 2015 p.364.

²⁰ Décision n° 94-343-344 DC, 27 juill. 1994.

²¹ Sophie Monnier, Les fondements constitutionnels du droit de la biomédecine, RDSS 2013 p.67.

²² Décision n° 94-343-344 DC, 27 juill. 1994.

²³ Décision 2004-498 DC du 29 juill. 2004.

→ 申請者が立法者によって考慮されていない要素について証拠を提出したとしても、憲法を条件づける行為の評価は、憲法院の管轄に属さない

- ・ 立法者による選択の問題として、現状の知識や技術を根拠にすることを拒否

iii) 2010 年 6 月 11 日の 2010-2 QPC 決定²⁴

- ・ 「憲法の 61-1 条は、……議会の評価と決定の一般権限と同じ性質の権限を憲法院に付与していない；この条文は、憲法が保障する権利と自由に対する法的規定の一致について意見を表明する権限だけを与える」

iv) 2012 年 5 月 16 日の 2012-249QPC 決定(Cryo Save 決定)²⁵

- ・ 憲法院は、「議会の権限と同じ性質の評価と決定の一般権限を持っておらず、そのような細胞の採取の条件と決められた使用について、立法者の評価を憲法院の評価に置き換えることはふさわしくない」

(2) 予防原則と健康保護——フランス環境憲章における予防原則の憲法原則化(2005 年)

環境憲章 5 条 最新の科学的知識が不確実であるとしても、損害が現実になることで、深刻で不可逆的に環境に作用する場合には、公的機関は予防原則を適用することにより、権限領域において、リスク評価手続きと暫定的で比例的な措置の実施に留意する。

① 予防原則の性質：憲法院(Conseil constitutionnel)

2008 年 環境憲章 5 条は、「環境憲章に定められた、すべての権利や義務のように、憲法規範的価値があり」、
「公権力や行政機関のそれぞれの権限内において不可避」²⁶ (遺伝子組換え体に関する法の憲法適合性)

- * 合憲性の優先問題(QPC)における予防原則の性質(裁判規範性)は明確にされていない²⁷

② 予防原則の射程：国務院(Conseil d'État)

2010 年 環境憲章の権利や義務は、憲法規範的価値として、公権力と行政権限の管轄内において不可避²⁸

- ・ 環境と健康との関係(環境憲章 1 条と 5 条の関係)

環境憲章 1 条 誰でもバランスの取れた、健康を尊重する環境で生活する権利を有する。

→ 携帯電話の中継アンテナの設置決定について争われた事件²⁹:健康と予防原則との関係を初めて肯定

- ・ 予防原則：「関係住民の健康を害する可能性がある状況で、環境に影響を及ぼす活動に適用される」

²⁴ Décision n° 2010-2 QPC du 11 juin 2010

²⁵ Décision n° 2012249 QPC du 16 mai 2012.

²⁶ Décision n° 2008-564 DC du 19 juin 2008, cons. 18.

²⁷ 憲法院は、シエルガス(gaz de schist)の採鉱(Décision n° 2013-346 QPC du 11 octobre 2013)と遺伝子組み換えトウモロコシの耕作(Décision n° 2014-694 DC du 28 mai 2014)を永続的に禁止する規定について、暫定的措置を対象とする予防原則に基づいて主張することは、「ともあれ効果がない(en tout état de cause inopérant)」と判断している。

²⁸ CE, 3 octobre 2010, Commune d'Annecy, n° 297931. 農村地域の開発に関する 2006 年 8 月 1 日のデクレが環境憲章 7 条に反するとして取り消された事件。

²⁹ CE, 8 octobre 2012, Commune de Lunel, n° 342423. 携帯電話の中継アンテナの周辺に住む住民が、電磁場の影響により健康被害を受ける可能性があるとして決定が取り消された事件。